

八丈島地熱発電利用事業 事業者公募要項

平成 2 8 年 6 月

八丈町

※平成 2 8 年 9 月 3 0 日に、赤字部分を変更しています。

目 次

1	事業の目的	2
2	事業の概要	2
3	事業実施期間	3
4	想定する事業実施場所	3
5	島内の電力の安定供給の確保と本事業の円滑な実施	3
6	応募者の資格要件	3
7	共同応募	4
8	事業実施に当たっての条件	5
9	電力や財産の帰属	6
10	費用負担	6
11	選定事業者の決定方法	6
12	選定までのスケジュール	7
13	書類提出に当たっての注意事項	7
14	質問受付	7
15	一次審査書類の提出	8
16	一次審査結果の通知	9
17	二次審査に関する説明会	9
18	二次審査書類の提出	9
19	導入審査会（二次審査）	11
20	選定結果の通知	12
21	協定の締結	12
22	協定の破棄	12
23	その他	13

様式

別紙資料

八丈島地熱発電利用事業に係る事業者公募要項

1 事業の目的

八丈町では、まちづくりの指針となる八丈町基本構想の中で「クリーンアイランドを目指す町」を掲げ、再生可能エネルギーの活用に取り組んでいます。

その取組の一環として、既設の地熱発電所が更新時期を迎える東京都八丈島において、地熱の利用をより一層拡大するため、平成25年1月より東京都と共同で「八丈島再生可能エネルギー利用拡大検討委員会」を立ち上げ、課題の整理や技術的検討、地元貢献策の検討などを進めてきました。

この検討の結果を踏まえ、八丈島地熱発電利用事業（以下、「本事業」といいます。）を町の施策として取り組むこととしました。

本事業は、新たな地熱発電事業者をプロポーザル方式により公募し、本事業によって化石燃料に依存しない再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、後世に誇れる魅力ある豊かな島の実現を目指すことを目的とした事業です。

2 事業の概要

本事業の概要は、以下のとおりです。

- (1) 八丈町（以下、「町」といいます。）は、「八丈島再生可能エネルギー利用拡大検討委員会」の検討結果に基づき、公募型プロポーザル方式により、町と協力して再生可能エネルギーである島内の地熱を活用して「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「FIT法」といいます。）に基づく特定供給者となるための事業化検討・交渉を実施できる事業者（以下、「選定事業者」といいます。）を選定します。
- (2) 選定事業者は、「八丈島地域再生可能エネルギー基本条例」（以下、「条例」といいます。）及び「八丈島再生可能エネルギー事業に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」といいます。）を遵守するとともに、ガイドラインに基づき、町と本事業に係る協定（以下、「協定」といいます。）を結び、自然環境及び生活環境の保全と再生可能エネルギー事業等との両立を図りながら事業を運営していただきます。
- (3) 選定事業者は、本事業の実施に必要な調査、掘削、施設整備を行い、FIT法に基づいて、島内に地熱発電による電力を供給するものとします。
- (4) 町は、条例に掲げる基本理念に基づき、地域の再生可能エネルギーである地熱の利用を積極的に推進するために必要な協力を行うものとします。

3 事業実施期間

- (1) 本事業の実施期間（以下、「事業実施期間」といいます。）は、選定事業者が町と協定を締結した日を始期とし、F I T法による調達期間満了までの期間（通常15年間）とします。

事業実施期間満了後は、引き続き再生可能エネルギーである地熱による電力の供給を地域のために継続的に利用されるよう、選定事業者と町及び一般電気事業者と別途協議の上、事業実施期間を延長することができるものとします。

- (2) 事業実施期間における発電の開始及び終了にあつては、地熱発電施設及びその付帯設備が周辺環境及び島内の電力供給に影響を及ぼすことがないよう、その取扱いについて町及び一般電気事業者と協議の上、決定するものとします。

4 想定する事業実施場所

想定する本事業実施場所については、「八丈島再生可能エネルギー利用拡大検討委員会」の結果（別紙1参照）を基本として八丈島全体を対象とします。

5 島内の電力の安定供給の確保と本事業の円滑な実施

- (1) 選定事業者は、本事業で使用する発電設備について町との協定締結後に、F I T法第6条に規定する認定を受けていただきます。
- (2) 選定事業者は、本事業で使用する発電設備について町との協定締結後に、電気事業者に対しF I T法第4条に規定する特定契約の申込みを行っていただきます。
- (3) 選定事業者は、本事業で使用する発電設備について町との協定締結後に、電気事業者に対し、F I T法第5条に規定する接続の請求を行っていただきます。

なお、想定する事業実施場所によって事前に接続検討申請が必要となる場合もありますので、必要に応じて町に相談をしてください。

- (4) 本事業の実施に当たって事業者は、島内の電力の安定供給に支障をきたすことがないよう、地熱発電設備の建設、運転及び系統連系について、一般電気事業者と協議を行い、協調体制を構築するものとします。

6 応募者の資格要件

応募できる事業者（以下、「応募者」といいます。）は、次に掲げる要件を満たす法人とします。

- (1) 応募者が本事業の運営主体となることが原則です。ただし、応募者が事業の実施に当たり事業会社等を別に設立し、運営主体とすることは可能です。その場合、設立会

社と応募者との関係を確認させていただきます。また、事業選定後の町との協定は当該設立会社と締結していただく必要があります。

(2) 応募者が選定事業者となった場合には、その権利を他者へ移転することはできません。ただし、町の承諾を得て6(1)の事業会社等に承継する場合はこの限りではありません。

(3) 応募者は、以下の①～②の要件を満たすこと。ただし、別に設立した事業会社の実績を応募者の実績として扱うかについては、町に確認をしてください。

① 事業実施場所に地熱発電施設を建設し、事業実施期間にわたって施設を運営する意思及び技術力等を有すること。

② 出力が1,000kW以上のF I T法に基づく特定供給を行った実績を有すること。

(4) 応募者は、以下の要件をすべて満たすこと。

① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

② 以下の申立てがなされていないこと。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく民事再生手続開始の申立て

③ 八丈町及び東京都の競争入札参加資格者指名停止基準に基づき、現に指名停止の措置を受けていないこと。

④ 法人税、地方税を滞納していないこと。

⑤ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 八丈町暴力団排除条例(平成24年条例第14号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者

イ 法人にあっては、法人の代表者又は役員の中に、暴力団員、暴力団関係者に該当する者があるもの

7 共同応募

6(1)に定める新たな事業会社を複数の法人等で設立する場合には、当該複数法人全体による共同での応募（共同応募）が必要になります。ただし、共同応募によることが困難な事情を町が確認した場合には、共同応募によらないことも可能です。

(1) 共同応募の場合には、本事業に関する窓口として代表者を定めていただきます。

- (2) 6 (3)に定める要件は、共同応募する複数の法人等の全体で満たしてください。
- (3) 6 (4)の要件は、共同応募する複数の法人等のそれぞれが該当していないことが必要になります。
- (4) リースにより設備を設置しようとする場合には、リース事業者も含めて共同応募してください。

8 事業実施に当たっての条件

事業者は、本事業の実施に当たり、次に掲げる条件に従わなければなりません。

- (1) 関係法令を遵守し、条例及びガイドラインに従って事業を実施してください。
- (2) 地熱発電施設の建設及び運転に関する法令上必要な手続きは、選定事業者（新規設立法人含む）が行ってください。
- (3) 事業実施に当たっては、生産井、還元井、原動機、発電機、主要な電気設備等（変圧器・遮断機等）、地熱発電に必要な諸設備を新設する必要があります。
- (4) 本事業において事業者が設置する地熱発電施設の仕様は、以下のとおりとします。

① 発電出力

発電所出力、3,300kW 程度を原則とする。ただし、これ以外の発電所出力となる発電施設を検討している場合には、その選択と実現可能性について理由を記載してください。

② 発電方式

発電方式は問いませんが、3 事業実施期間、5 島内の電力の安定供給の確保と本事業の円滑な実施及び(5)で求める臭気対策を考慮したうえで提案すること。

③ 熱水供給の検討

将来的な町の施策として熱水の供給が可能となるよう施設を設計するとともに、供給可能場所及び供給量について検討を行いその結果を記載してください。

- (5) 八丈島において地熱発電に利用する蒸気及び熱水には、硫化水素が多く含まれていることから、周辺の生活環境に影響を与えることがないよう、下記の臭気対策を実施してください。なお、対策の詳細については二次審査の評価対象ともなります。

① 事業者は、地熱発電施設の通常運転時に、冷却塔の排出口等、設計図面上で蒸気及び熱水が外気に触れる地点（以下、「排出地点」といいます。）において、硫化水素濃度を 0 ppm に近づけることを目標とし、最大値であっても 0.6 ppm 以下に抑えるよう必要な対策をしてください。

② 定期的に地熱発電施設の排出地点及び敷地周辺で硫化水素濃度を測定し、その結果を公表してください。

- ③ 調査開発段階、設備の点検、非常時においても、適切な告知を行うとともに、硫化水素等による臭気が周辺環境へ影響を与えないよう十分配慮してください。
- (6) 本事業の実施に際して、条例の掲げる基本理念を尊重するとともに、地域における地熱の価値が共有され、地域社会の発展につながるような具体的な地元貢献策を提案してください。なお、提案の詳細については二次審査の評価対象ともなります。
- 提案に当たっては、町が平成27年11月に実施した町民向けアンケートの結果(別紙2のとおり)を参考にすることができます。
- (7) 事業に支障のない限り、施設や運転に関する情報を公開し、地熱発電の理解及び普及の促進に努めること。
- (8) 地熱発電施設及びその付帯設備に破損、倒壊等の事故が生じた場合は、事業者の責任において修繕を行い、本事業を継続すること。また、これにより第三者が損害を受けた場合は、選定事業者がその賠償を行うこと。
- (9) 地熱発電施設の建設、運転及び撤去に当たっては、選定事業者（新規設立法人含む）の責任において行うこと。

9 電力や財産の帰属

本事業により発電した電力は、選定事業者（新規設立法人含む）に帰属するものとします。

また、本事業により事業者が設置した地熱発電施設及び電源設備等の付帯設備の所有権についても、選定事業者（新規設立法人含む）に帰属するものとします。

10 費用負担

本事業の実施に要する一切の費用は事業者が負担するものとします。

11 選定事業者の決定方法

本公募事業による選定事業者は以下の手順により決定します。

- (1) 選定事業者は、町が実施する一次審査と、条例第5条に定める「八丈町地域再生可能エネルギー導入審査会」（以下、「導入審査会」といいます。）が実施する二次審査とで構成します。
- (2) 一次審査は、応募者が6 応募者の資格を満たしていることを一次審査提出書類から確認します。確認に際して、個別に応募者へ問い合わせをする場合があります。
- なお、一次審査の結果については、応募者にのみ通知します。
- (3) 一次審査を通過した応募者のみ、二次審査に応募することができます。応募にあた

って、企画提案書を提出していただきます。

- (4) 二次審査の過程において、ガイドラインに定める導入審査会の手続きを同時に実施します。二次審査書類の提出時に承認申請書（様式 6）も提出していただきます。確認に際して個別に応募者へ問い合わせをする場合があります。
- (5) 二次審査は、応募者の二次審査書類とプレゼンテーションの内容を導入審査会が評価し、順位付けをします。町はその審査結果に基づき、選定事業者を決定します。
- (6) 一次審査の詳細については 15 一次審査書類の提出、二次審査の詳細については 19 導入審査会（二次審査）をそれぞれ参照してください。

1 2 選定までのスケジュール

別紙 3 のスケジュールに従って、準備・手続きを進めるようお願いします。

1 3 書類提出に当たっての注意事項

参加表明書、承認申請書、企画提案書の提出に当たっての注意事項は以下のとおりです。

(1) 追加書類

町が必要と判断した場合は、追加書類を求めることができます。

(2) 使用言語等

提出書類に使用する言語は日本語、長さに関する単位はメートル法によるものとします。

(3) 書類の返却等

応募された書類は、理由の如何を問わず返却しません。

(4) 応募の数

応募者について、1 案の申込に限らせていただきます。ただし、企画提案書については、町が別に指定する場合はこの限りではありません。

(5) 著作権等

本公募事業により収集した企画提案書、質問回答並びにプレゼンテーション等の資料についての著作権は、提出した応募者ごとに帰属するものとします。ただし、町が本公募事業に必要な限りにおいて使用する際には、応募者の許諾は不要なものとします。なお、資料については秘密を厳守し、応募者の許可なく公表等は一切行いません。

1 4 質問受付

本公募要項に関する質問について、下記のとおり受け付けます。

(1) 受付時間

平成28年6月30日（木）から平成28年7月13日（水）午後5時まで

(2) 提出書類

別紙4「八丈島地熱発電利用事業 公募要項に関する質問書」

(3) 提出方法

電子メール（表題に「八丈島地熱発電利用事業質問書」と記載してください。）

(4) 電子メールアドレス

hal30@town.hachijo.tokyo.jp

(5) 質問事項回答

提出された質問に対する回答は、原則として平成28年7月20日（水）に八丈町ホームページ（<http://www.town.hachijo.tokyo.jp/>）にて、公表します。

(6) その他

企画提案書作成に当たっての質問については、17 二次審査に関する説明会の開催後に別途受け付けます。詳細につきましては説明会にてご案内します。

1.5 一次審査書類の提出

(1) 受付期間

平成28年6月30日（木）から平成28年7月29日（金）まで
土曜・日曜・祝日を除き、午前8時30分から午後5時までとします。

(2) 提出場所

八丈町役場 企画財政課

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。なお、郵送の場合、受付時間に必着とします。

(4) 提出書類

- ① 一次審査書類提出書兼参加表明書（様式1-1「一次審査書類提出書兼参加表明書」）
- ② 誓約書（様式1-2「誓約書」）
- ③ 応募事業者の概要（様式1-3「応募事業者の概要」）
- ④ 事業実施体制概要書（様式1-4「事業実施体制概要書」）※共同応募の場合のみ
- ⑤ パンフレット類（応募者の概要が分かるもの、応募者の再生可能エネルギー発電実績に関するもの）
- ⑥ 商法に定める決算書類一式（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表の写し。直近3ヶ年分）
- ⑦ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの）

- ⑧ 国税納税証明書（その３）及び本社所在地の市町村が発行する市町村税の納税証明書（未納がないことの証明書又は課税額及び納税済額がわかるもの（直近３ヶ年分）
 - ⑨ 定款の写し（最新のもの）
 - ⑩ 印鑑証明書（提出日前３ヶ月以内に発行されたもの）
 - ⑪ 設備認定通知書の写し（F I T法に基づく特定供給を行った実績に係るもの）
- (5) 提出部数
- ８部ご提出ください。ただし、⑦、⑧、⑩は１部に原本を添付し、残りは写しを添付してください。
- (6) 共同応募の場合
- ②、③及び⑥～⑪は、すべての構成員について提出してください。

1 6 一次審査結果の通知

提出された参加表明書等については、応募資格等に関する審査を行った後、平成２８年８月１５日（月）に応募者（共同応募の場合は代表者）に対し一次審査結果及び説明会開催日等について、電子メール（参加表明書に記載されたアドレス宛）により通知いたします。

1 7 二次審査に関する説明会

一次審査を経て、応募要件を満たすと認められた応募者を対象に、企画提案書の提出にあたっての情報提供を目的とした説明会を開催します。開催に関する通知及び必要な手続については、16の通知と合わせて連絡します。

企画提案書の作成に必要な情報として説明会時に情報提供する主な項目は次のとおりです。

- ・審査における評価事項について
- ・本事業により発電した電気の送電可能な電力量に関すること
- ・本事業による送電開始時期に関すること
- ・事業用地に関すること
- ・協定について
- ・その他

情報の提供は、一次審査を通過した応募者のみが受けられるものとし、企画提案書の作成に使用することができます。

1 8 二次審査書類の提出

(1) 提出時期

17 二次審査に関する説明会開催日に、一次審査を通過した応募者に対し、別にお知らせいたします。(開催日から2カ月程度を提出期限の目安とする。)

(2) 提出場所

八丈町役場 企画財政課

(3) 提出方法

持参又は郵送とします。なお郵送の場合、受付時間に必着とします。

(4) 提出書類

(I) 企画提案書

(i) 企画提案書類

- ① 二次審査書類兼企画提案書(様式2-1「二次審査書類兼企画提案書」)
- ② 企画提案書概要(A3横最大2枚、様式自由)
- ③ 事業実施場所(様式2-2「事業実施場所」)
- ④ 地熱発電施設配置図(様式2-3「地熱発電施設配置図」)
- ⑤ 地熱発電システム概要書(様式2-4「地熱発電システム概要書」)
- ⑥ 設備フロー図(様式2-5「設備フロー図」)
- ⑦ 単線結線図(様式2-6「単線結線図」)

(ii) 事業計画書類

- ⑧ 過去の再生可能エネルギーによる発電事業実績(様式3-1「過去の再生可能エネルギーによる発電事業実績」)
- ⑨ 事業主体法人説明書(様式3-2「事業主体法人説明書」)
- ⑩ 操業体制説明書(様式3-3「操業体制説明書」)
- ⑪ 事業スケジュール(様式3-4「事業スケジュール」)
- ⑫ 事業採算性・経費概算書(様式3-5「事業採算性・経費概算書」)
- ⑬ 資金調達計画書(様式3-6「資金調達計画書」)

(iii) 臭気対策提案書類

- ⑭ 臭気対策の考え方及び対策内容説明書(様式4-1「臭気対策の考え方及び対策内容説明書」)
- ⑮ 非発電時の臭気対策説明書(様式4-2「非発電時の臭気対策説明書」)
- ⑯ 臭気モニタリングシステム説明書(様式4-3「臭気モニタリングシステム説明書」)
- ⑰ 臭気情報の公開に関する説明書(様式4-4「臭気情報の公開に関する説明書」)

(iv) 地域貢献提案書類

- ⑱ 地域貢献提案の概要(A3横最大2枚、様式自由)

- ⑭ 発電事業への地域の参画提案書（様式 5-1「発電事業への地域の参画提案書」）
- ⑮ 地域の雇用創出対策提案書（様式 5-2「地域の雇用創出対策提案書」）
- ⑯ 地域産業振興策提案書（様式 5-3「地域産業振興策提案書」）
- ⑰ 地域への利益還元提案書（様式 5-4「地域への利益還元提案書」）

（Ⅱ）八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドラインに基づく承認申請

- ① 八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドラインに基づく承認申請書
（様式 6「八丈町再生可能エネルギー事業に関するガイドラインに基づく承認申請書」）

（5）提出部数

（Ⅰ）企画提案書は 8 部、（Ⅱ）承認申請書は 1 部ご提出ください。

（6）その他

期限内に企画提案書等の提出がなかった場合、公募を辞退したものとみなします。

1 9 導入審査会（二次審査）

（1）導入審査会の開催

導入審査会は平成 2 8 年 1 2 月中旬ごろ開催します。応募者は、導入審査会において、プレゼンテーションを行い、提案内容を審査員へ説明していただきます。詳細な開催日時、場所は決定次第、一次審査を通過した応募者のみに対して別途通知いたします。

（2）導入審査会からの質問事項の事前送付

導入審査会を円滑に行うため、開催に先立ち、二次審査書類について審査委員からの質問事項がある場合には、町が質問内容を集約し、質問の対象となる二次審査書類を作成した応募者へ個別に電子メールにより送付いたします。

二次審査書類を提出した応募者は、町から送付された質問事項についてできるだけ導入審査会開催（5 日間程度）前までに、電子メールで町の担当宛てにご回答いただくようお願いします。いただいた回答については、町から各審査委員に審査会開催前に送付します。開催前の回答が困難な場合には、速やかに町に報告、確認を受け、導入審査会におけるプレゼンテーションの中で回答してください。

（3）審査項目

導入審査会においては、企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、次の審査項目ごとに評価し、その結果を町へ報告します。

① 事業スキームの評価

ア スキームの信頼性

イ 事業計画の妥当性

ウ 資金計画の妥当性

② 臭気対策の評価

ア 臭気基準対策の妥当性

イ 非発電時（開発時、点検時、非常時等）対策評価

ウ 臭気に関する情報公開

③ 地域貢献の取組評価

ア 発電事業への地域参画の提案

イ 地熱発電をもとにした雇用創出策の提案

ウ 地熱発電をもとにした産業振興策の提案

エ 地域への利益還元策の提案

(4) プレゼンテーションについて

企画提案書とは別に、プレゼンテーション用の資料がある場合には、導入審査会開催5日前までに、電子メールにて町まで送付いただくようお願いします。

やむを得ない事情により、5日前までの送付ができない場合には、5日前までにその旨の連絡を町に行うようお願いします。その場合には、町から伝えられた部数を審査会当日にご準備いただくようお願いします。

2 0 選定結果の通知

導入審査会の報告を受け、町は事業者を選定します。

二次審査の結果の通知については、~~平成28年12月下旬~~平成29年1月下旬ごろ当該応募者（共同応募の場合は代表者）にのみ通知します。

事業者の選定にあたっては、条件（事業計画案の一部修正、他の応募者と共同で事業を実施すること等）を付すことがあります。

なお、選定の結果、「選定事業者なし」とすることがあります。

2 1 協定の締結

選定事業者は、選定の通知を受けた後、町と協議の上、ガイドラインに基づき、町と協定を締結します。

上記の協議が整わない場合や、通知した事業者の応募内容に虚偽の事実が判明した場合には、町は次点となった応募者を新たな選定事業者と定め、協議ができるものとします。

2 2 協定の破棄

町は、協定締結後、事情により事業の実施が困難と認められる場合、又は事業者から申し出があった場合、協議の上協定を破棄することができるものとします。

2 3 その他

本事業に関する質疑については、必ず町に行ってください。町の確認なく、一般電気事業者その他関係事業者への個別の問い合わせは行わないようにお願いします。

また、本要項に記載のない事項について、事業の推進上必要あるときは、町と協議するものとします。

なお、公募要項等の書式については、町役場窓口での配布は行いませんので、町公式サイトよりダウンロードしてください。閲覧は、町役場企画財政課及び各出張所で可能です。

公募要項配布元、企画提案書等提出先、問合せ先

〒100-1498 東京都八丈島八丈町大賀郷2551番地2

八丈町役場企画財政課企画情報係

電話：04996-2-1120

電子メールアドレス：ha130@town.hachijo.tokyo.jp

受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く）